

サマリー

米国ガス事業の動向

戦略・産業ユニット 森田 浩仁、久谷 一郎、奥田 正典、上村 伸二郎

米国の自由化で先行する各州の事例は、わが国にとって多くの示唆に富む。本稿では、過去から自由化の先進事例として取上げられてきた、ニューヨーク州・カリフォルニア州・ジョージア州の代表的な 3 州を中心に、米国の家庭用自由化の取組みを考察した。

まず、米国と日本では、天然ガス需給構造や産業構造の違いが大きいことを整理した。具体的には、①米国のエネルギー自給率は 61%と、日本（同 4%）に比べて非常に高い②米国は豊富な天然ガス資源を有する③米国は一次エネルギーの天然ガス割合は 25%と、日本（同 16%）に比べて高い④米国はパイプライン網と地下貯蔵施設のインフラが非常に発達している⑤米国は天然ガス取引市場が活発化している、といった点である。

その上で、米国の家庭用自由化の主な特徴や論点を、次のとおりまとめた。

- 米国全体では、配給事業者の Atlanta Gas Light 社が完全に小売機能から撤退したジョージア州などの例外的な地域を除くと、家庭用の自由化は限定的な進展にとどまる。51 の州・連邦特別区のうち、半数以上の 27 州では家庭用自由化は未実施である。また、新規参入者（メーカー）への供給者変更率も、直近の 6 年間ではほぼ横ばいである。
- 州全体で家庭用自由化を実施しているニューヨーク州やカリフォルニア州では、一定の使用量以上という条件のもとで家庭用自由化を実施している。ニューヨーク州では約 8.2 万 m³/年以上の単独の需要家および約 11.7 万 m³ /年以上の需要家グループ、カリフォルニア州では約 28.1 万 m³ /年以上の需要家グループが条件である。
- 家庭用自由化を実施した各州では、小売価格の低減については目的を達成出来ていない。一方、需要家への選択肢の拡大や多様なサービスの提供では、新規参入者（メーカー）による固定料金プランやガス機器の無料修理サービスなど一定の成果がある。
- 自由化の影響としては、(1)配給事業者（LDC）の需要家に対する追加的な費用負担が発生した（ニューヨーク州）(2)メーカーが経営破綻に至り、数万人の需要家がガス供給を途絶され、需要家の苦情件数が増加した（ジョージア州）(3)一度自由化を推進すると、政治的にも経済的にも再規制が難しい（ジョージア州）ことが挙げられる。
- 家庭用の自由化が進まない主な要因としては、需要家と新規参入者（メーカー）の双方にとって経済的なメリットが小さいことが挙げられる。また、近年の天然ガス価格の大幅な上昇局面では、需要家にとって経済的なメリットもみえづらい。
- したがって、米国では家庭用の自由化をこれ以上推進しない可能性を含めて、今後の自由化の進め方について検討している。
- エネルギー自給率が高い米国でも、2001 年 National Energy Policy や 2005 年エネルギー政策法にみられるように、近年天然ガスの安定供給の確保に重点を置きつつある。

お問い合わせ : report@tky. ieej. or. jp

米国ガス事業の動向

産業サブユニット総括		研究理事	森田 浩仁
戦略・産業ユニット 電力・ガス事業グループ		リーダー	久谷 一朗
”	”	主任研究員	奥田 正典
”	”	研究員	上村 伸二郎 ¹

はじめに

わが国では、1995年に年間契約ガス使用量が200万m³以上の大口需要家への自由化を開始した。それ以来、1999年、2004年、2007年と計4回ガス事業制度改革を行って段階的に自由化範囲を拡大し、現在その範囲は10万m³以上となっている。これらの制度改革を踏まえると、ガス市場における新規参入、事業者間競争を通じたガス産業の活性化は、一定程度進展していると評価されよう。

一方米国では、1995年に一部の州で家庭用自由化を本格的に実施してから13年が経過し、家庭用自由化の先行事例として、わが国にとって多くの示唆を得ることができる。

本稿では、米国の自由化の取組み事例を検証する上で、まず米国全体における天然ガス需給構造およびガス産業の事業構造を概観した。

それらを踏まえ、これまでも自由化の先進事例として取り上げられてきた代表的な3州（ニューヨーク州、カリフォルニア州、ジョージア州）と、自由化未実施州1州（コネチカット州）について、自由化の現状と今後の見通しをまとめた。具体的には、①州全体で自由化を実施している中で、自由化が最も進むニューヨーク州（東部）②州全体で自由化を実施したものの、供給者変更が進まないカリフォルニア州（西部）③配給事業者のAtlanta Gas Light社が完全に小売機能から撤退したジョージア州（南部）④近年家庭用の自由化の検討を行ったコネチカット州（東部）について整理し、州を分類上かつ地理的にもバランスよく選定している。

さらに、米国全体での家庭用自由化の目的・効果・今後の方向性について、そのアプローチが州別に異なるため、米国単一での全体像は描きづらい面はあるものの、代表的な各州の規制当局・事業者・アメリカガス協会へのヒアリング等を通じ、その全体像にせまった。

また、個別制度として、①天然ガス調達コストの調整制度とそのインセンティブ②LNG受入基地の操業形態について整理した。

現在、わが国では年間契約ガス使用量が10万m³未満の自由化範囲の拡大について、鋭意検討が進められている。ガス産業を取巻く内外の環境変化を踏まえて検討が行われるなか、家庭用自由化で先行する米国各州の取組み事例が一助となれば、幸いである。

¹ 現、東京ガス株式会社。

1. 天然ガス市場

本章では、米国の家庭用ガス市場自由化を理解する上で、まず米国全体の天然ガス需給構造とガス産業の事業構造を概観する。

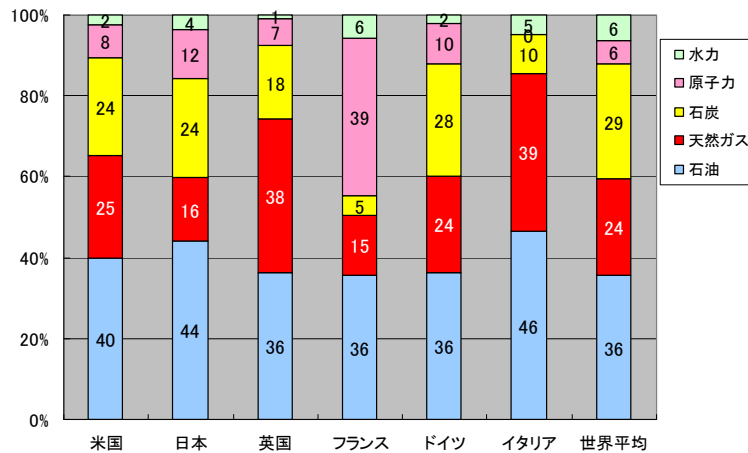
1.1 天然ガス需給

(1) 一次エネルギー供給

米国は世界最大のエネルギー消費国であり、かつ世界最大の天然ガス消費国（世界全体の約22%を占める）である。また、米国のエネルギー自給率は61%であり、日本のエネルギー自給率4%に比べて高い²。

2007年現在、米国の一次エネルギー供給量（2,361.4Mtoe：日本の約4.5倍）に占める天然ガスの割合は、世界平均並の25%である。一方、日本の一次エネルギー供給に占める天然ガスの比率は16%であり、主要先進国で最低のグループに属する（図表1）。

図表1 各国の一次エネルギー供給量シェア(2007年)



(出所) BP 統計 2008

(2) 天然ガス生産と確認埋蔵量

米国は豊富な天然ガス資源を有している。2006年の天然ガス確認埋蔵量は5.9兆m³であり、天然ガス生産量は5,232億m³とロシアに次いで世界第2位である。

(3) 天然ガスの輸出入

米国は、2005年に天然ガスを1,011億m³輸入している。これは、同年の需要量の約19%に相当する。輸入の内訳はパイプラインガスが約85%、LNGが約15%であり、パイプラインガスの大部分はカナダから輸入している。（図表2）

² 資源エネルギー庁資料より。原子力を輸入と考えて、除いた場合の数字である。

図表2 天然ガス供給量の見通し

	2005	2010	2015	2020	2025	2030
国内生産【億m ³ 】	5,079	5,419	5,482	5,524	5,507	5,460
純輸入【億m ³ 】	1,011	1,077	1,129	995	917	890
PNG輸入【億m ³ 】	853	740	535	331	190	94
LNG輸入【億m ³ 】	159	337	593	664	727	796
【万トン】	1,157	2,458	4,330	4,847	5,308	5,809
合計【億m ³ 】	6,090	6,496	6,611	6,520	6,424	6,349

(出所) Annual Energy Outlook 2008、EIA

(4)天然ガス供給見通し

EIAのAnnual Energy Outlook 2008 (AE02008)によると、国内生産は2005年の5,079億m³から2020年には5,524億m³に達するものの、その後は減少に転じ、2030年には5,460億m³になるとしている(図表2)。パイプラインガスの輸入量は、2005年から年率8.1%の割合で減少すると見込まれている。一方、LNG輸入量は2005年の1157万トン(159億m³)から、2030年には5800万トン(796億m³)に達するとされ、長期的には米国が日本に比肩する世界有数のLNG輸入国になる可能性がある³。

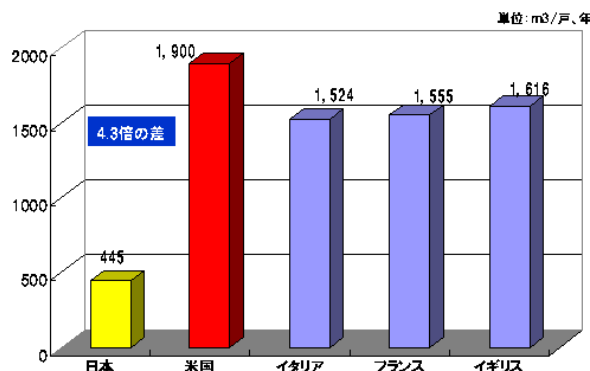
(5)天然ガス消費

2006年における米国の天然ガス消費量は6,197億m³であり、日本(846億m³)の7.3倍の規模を有する⁴。

(6)家庭用需要家一戸当たりの消費量

米国は家庭用需要家一件当たりの消費量が1900m³/年と非常に大きく、日本の約4.3倍である(図表3)。

図表3 主要国の家庭用需要家一戸当たりのガス消費量(2006年)



(出所) Natural Gas Information 2006、EIA、Eurogas Annual Report 等より作成

³ 日本のLNG輸入量は2006年度で約6300万トン。

⁴ 米国の人口は約3億人で、日本の約2.5倍(1.2億人)である。

1.2 天然ガスインフラ

(1) パイプライン

米国は天然ガスパイプライン網が非常に発達しており、輸送パイプライン網の総延長は51万kmに及ぶ(図表4)。また、ガスパイプラインが隣国のカナダ・メキシコのパイプラインと接続されている。

(2) LNG 受入基地

米国のLNG受入基地は、2008年9月現在8箇所が操業している⁵。なお、2008年にOffshore Boston、Freeport、Sabine基地の3箇所が操業を開始した(図表4)。

図表4 米国の天然ガスパイプラインとLNG受入基地



(出所)IEA、Natural Gas Information 日本エネルギー経済研究所加筆

(3) 地下貯蔵設備

米国は397ヶ所の地下貯蔵設備を有し、2006年時点における合計貯蔵可能容量は米国の天然ガス需要量の37%に相当する。

1.3 天然ガス産業

(1) 規制機関

米国のガス産業は、連邦と州による二元的規制構造が特徴である。ガス産業の主たる規制機関は、連邦エネルギー規制委員会(FERC)と各州の公益事業委員会(PUC/PSC)である。FERCは連邦レベルの機関であり、州をまたぐガス取引(州際取引)についての規制を行っている。PUC/PSCは州レベルの機関であり、州内のガス取引(州内取引)についての規制を行っている。

⁵ FERC ホームページより。

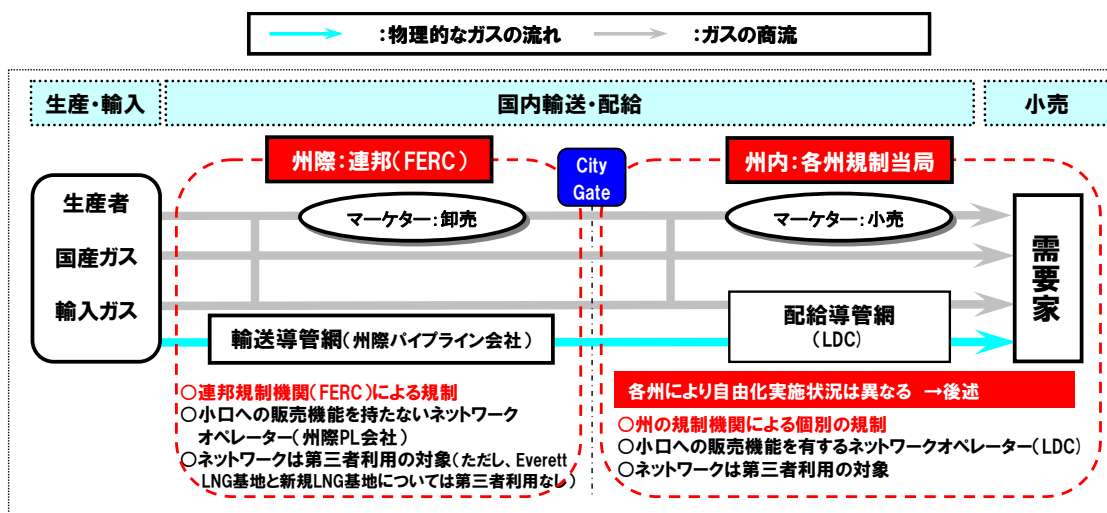
(2) 産業構造

米国のガス産業は、図表5のとおりである。プレイヤーは主に4つに分けられる。

- ① ガスの生産を行う『生産者』約8,000社
- ② 州際パイプライン⁶を保有・運営する『州際パイプライン事業者』約160社
- ③ 各州のガス小売市場において配給パイプラインネットワークを保有・運営し、配給・小売事業を主たる業として営む『ガス配給事業者（LDC）⁷』約1,500社
- ④ 天然ガスを生産者等から調達して再販売する非規制の事業者であり、天然ガス取引の仲介・卸売を行う『マーケター』約300社

なお、基本的にマーケターは、州際卸売市場では主にLDC・大口需要家へ再販売・仲介を行い、州内の小売市場では家庭用+業務用+産業用などの需要家へ販売している。

図表5 米国のガス産業構造



(出所)EIA、NERA 等各種資料より日本エネルギー経済研究所作成

(3) 連邦レベルの規制緩和

米国の天然ガス産業は、上流側から「ガス生産・輸入」「州際パイプライン事業」「州内配給事業」「ガス小売」と簡略化して考えると、これまで上流側から制度改革や規制緩和が進められてきたといえる。

連邦レベルの規制緩和は次のとおり整理することができ、1992年のオーダー636によって州際パイプライン事業者の輸送機能と販売機能が分離⁸され、完全にオープンアクセスが行われた。

⁶ 州をまたぐパイプラインをいう。

⁷ ジョージア州では、LDCのAtlanta Gas Lightが小売事業から撤退している。

⁸ アンバンドリングと呼ばれる。州際パイプライン事業者は託送サービスを提供する事業者となり、天然ガスの調達、販売は別法人が行うこととなった。

1938年	天然ガス法（州際パイプラインの建設・料金規制・供給義務）
1978年	天然ガス政策法（井戸元価格の一部規制緩和）
1984年	オーダー380（パイプライン会社-LDC間の最賃料金条項を無効に）
1985年	オーダー436（州際パイプラインの第三者へのオープンアクセスに対する自主開放）※ただし、Take or Pay債務解消の具体的な方法が示されず無効になる
1987年	オーダー500（パイプラインコストを需要家へ転嫁する方法を決定）
1989年	井戸元規制撤廃法
1992年	オーダー636（州際パイプライン会社の輸送・販売機能のアンバンドリング）

(4)取引市場

2004年現在、パイプラインの結節点であるハブ（Hub）は米国に28ヶ所ある。米国の天然ガス取引において、ハブは取引拠点として大きな役割を果たし、生産地域から購入した天然ガスを集約するプーリング・エリア⁹の役割を担う。

1.4 最近のエネルギー政策における天然ガスの位置づけ

(1)National Energy Policy(2001年5月)

ブッシュ大統領は、1999～2000年にかけてのエネルギー価格高騰・カリフォルニア電力危機を受け、国民の関心がエネルギー問題へ高まるなかで就任した経緯もあり、エネルギーセキュリティを重要政策課題として位置付けた。2001年5月には、大統領は『National Energy Policy』を発表している。その中で、天然ガスに関連する主な内容は次のとおりであり、安定供給の確保に重点が置かれている。

- ①エネルギー安定供給上の課題となっているエネルギー供給インフラ（天然ガスパイプライン）の建設を促進する。
- ②エネルギー輸入依存度軽減のためのガス開発を促進する。

(2)エネルギー政策法(2005年5月)

National Energy Policyの法制化を目指して、2001年より包括エネルギー法案の審議が行われ、2005年8月に大統領の署名をもって「エネルギー政策法（Energy Policy Act 2005）」として法制化された。

同法で明記された天然ガスに関連する主な施策を抜粋すると、次のとおりである。

- ① 陸上LNG受入基地においてFERCへ独占的権限を付与する。
- ② FERCはLNG基地建設の申請者に対し、2014年末までは独占的にLNG基地を使用するということのみを理由に、基地建設の申請を却下してはならない¹⁰。
- ③ 天然ガス市場操作の禁止し、天然ガス市場の透明性を確保する。

⁹ 生産者からマーケターへの天然ガスの引渡しや需給バランスなどの天然ガス現物取引、および契約不履行が発生した際の違約金の清算等、各種精算行為が行われる場所。

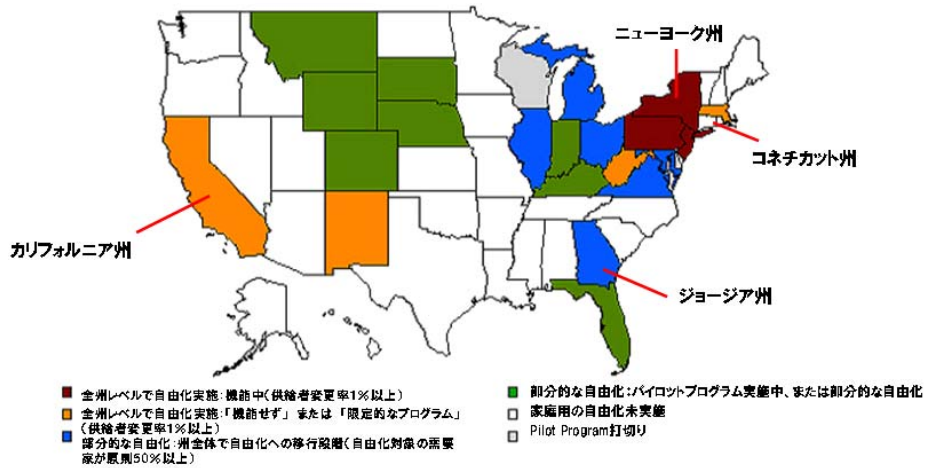
¹⁰ LNG基地の操業形態については後述する。

2. 家庭用市場の規制緩和

2.1 規制緩和の現状

米国では、州内のガス事業は各州規制当局の規制下に置かれているため、家庭用を自由化するかどうかは州規制当局の判断による。

図表6 家庭用自由化の実施状況



(出所)EIA

図表7 自由化の分類と自由化実施州のデータ(2007年12月)

自由化段階	州	地域	05年需要家件数 (単位:千件)				家庭用自由化対象の需要家率	06年家庭用供給者変更率	06年家庭用マーケット数	
			合計	順位	(内)家庭用	順位				
全州レベルで自由化実施	ニューヨーク	北東部	4,611	2	4,229	2	100%	9.1%	41	
	ワシントンD.C.	北東部	151	44	141	43	100%	9.4%	3	
	ニュージャージー	北東部	2,775	8	2,540	8	100%	1.5%	6	
	ペンシルベニア	北東部	2,839	7	2,601	7	100%	7.0%	7	
	カリフォルニア	西部	10,600	1	10,124	1	100%	0.3%	1	
	マサチューセッツ	北東部	1,430	15	1,298	15	100%	0.1%	1	
	ニューメキシコ	西部	579	34	530	34	100%	0.05%以下	-	
	ウェストヴァージニア	南部	411	38	374	38	100%	0.05%以下	-	
部分的な自由化	全州レベルで全面自由化へ移行中(自由化対象の需要家が原則50%以上)	ジョージア	南部	1,902	9	1,771	9	81.8%	100.0%	11
		イリノイ	中西部	4,282	4	3,976	4	69.7%	7.5%	12
		メリーランド	南部	1,100	19	1,025	19	99.0%	11.5%	7
		ミシガン	中西部	3,451	6	3,188	6	94.9%	7.3%	4
		オハイオ	中西部	3,558	5	3,272	5	89.9%	44.3%	14
		ヴァージニア	南部	1,158	17	1,066	16	59.1%	8.9%	6
	「Pilot Program実施中」または部分的な自由化	コロラド	西部	1,667	12	1,525	12	-	0.0%	0
		フロリダ	南部	712	30	656	30	1.9%	100.0%	1
		インディアナ	中西部	1,866	10	1,702	10	8.8%	32.9%	8
		ケンタッキー	南部	857	27	770	27	16.4%	20.4%	2
		モンタナ	西部	273	40	241	40	71.0%	0.2%	4
		ネブラスカ	中西部	567	35	501	35	14.3%	100.0%	3
		サウスダコタ	中西部	179	42	157	42	-	-	0
	ワイオミング	西部	157	43	139	44	45.0%	48.7%	4	
Pilot program(試行的な取組み)の打切り		Wisconsin, デラウェア	-	-	-	-	-	-	-	
合計			-	-	41,826	-	81.9%	-	-	

※コロラドは選択プログラムを申請するLDCなし。サウスダコタはEIAによるとデータなし。家庭用マーケットは活動中の数。順位は全米51での順位。

※「家庭用自由化対象の需要家率」=(06年家庭用自由化対象需要家数/05年家庭用需要家数)、

「家庭用供給者変更率」=(06年供給者変更数/06年家庭用自由化対象需要家数)

(出所)EIA 資料より作成

したがって、家庭用自由化は米国全体で一律に実施している訳ではなく、その状況は州により異なる。2007年12月時点での州別取組み状況は、図表6・7のとおりである。

米国のエネルギー情報局（EIA）によると、現在51州の州・連邦特別区のうち、22の州・連邦特別区¹¹で家庭用自由化を実施しており、27州は家庭用の自由化を実施していない。また、家庭用自由化をある地域で試行的に実施したもののとりやめた州が2州ある。

代表的な3州は、EIAの分類上あるいは地理的にもバランスよく選定されている。特徴は、次のとおりである。

- ニューヨーク州

天然ガスの需要家総数が約461万戸（全米第2位）と多く、大消費地である。家庭用市場への新規参入者数は41社と他州に比べて格段に多く、また新規参入者への供給者変更率も9.1%と高い。したがって、同州は州全体で家庭用自由化を実施している州のなかで、競争が最も進んでいる州といえる。

- カリフォルニア州

天然ガスの需要家総数は約1,060万戸と全米で最も多く、全米最大の州である。しかしながら、家庭用への新規参入は1社しかなく、供給者変更率も0.3%と低い。まとめると、同州は州全体で家庭用自由化を実施しているものの、競争が進んでいない州といえる。

- ジョージア州

同州は、LDCのAtlanta Gas Light社が完全に小売機能から撤退している。AGLは同州家庭用需要家の81.8%を占め、同社供給区域の全需要家はメーカーからガスを購入している。したがって、供給者変更率は100%となる。一方、家庭用のメーカー数は11社と多い。まとめると、同州は州全体で自由化を実施していないものの、小売事業がアンバンドリングされた地域が約80%を占める点で、特徴的な州である。

2.2 家庭用ガス小売価格の推移

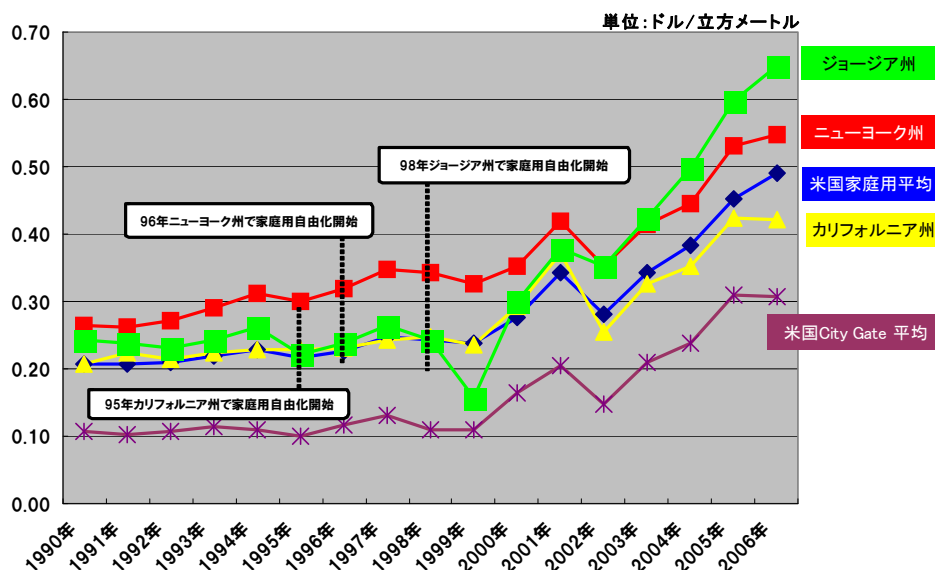
図表8は、家庭用ガス小売価格の推移を表している。特徴は、次のとおりである。

- 米国全体では2000年から2006年にかけて調達価格の上昇により、家庭用小売平均価格が上昇傾向にある。
- 2000年～2001年は、全米での記録的な寒波や在庫の低減もあり、冬場の需給が逼迫し、天然ガス価格が高騰したといわれる年である。その水準より、2006年は天然ガス価格が大きく上昇している。米国家庭用平均価格において、仮に2000年を基準に2006年までの上昇幅を試算すると、家庭用1件当たり約3.8万円/年の上昇となる¹²。
- 特に、ジョージア州は家庭用自由化との因果関係に検討の余地が残るものの、家庭用ガス価格の上昇幅が全米平均上昇幅に比べて大きい。

¹¹ 連邦特別区であるワシントンDCを含めている。

¹² 2000年から2006年にかけて家庭用平均小売価格は約0.2ドル/m³上昇。仮に消費量一定とし、家庭用需要家1件当たりの平均消費量を1,900m³/年、1ドル=100円とすると、0.2×1900×100=3.8万円となる。

図表 8 家庭用小売価格の推移



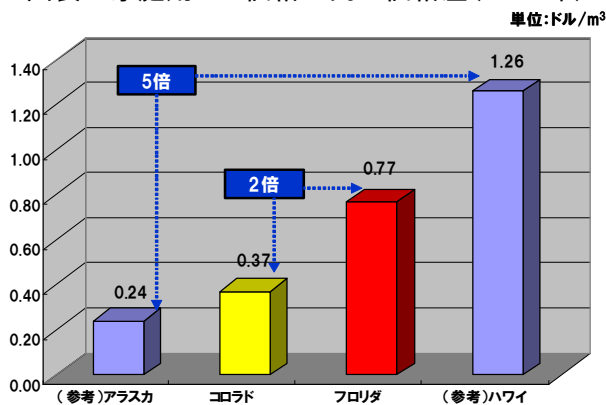
(出所)EIA

2.3 米国の内々価格差

本土各州の平均価格の比較では、最高値のフロリダ州と最安値のコロラド州で、内々価格差は2倍（アラスカ州とハワイ州を含めると5倍）ある。

アメリカガス協会によれば、州での価格差はFERC・各州規制当局とも、特に問題視していないとしている。これは、州の置かれた地理的条件や需要密度・気候条件の違い等で、州ごとに価格差が生じるのはむしろ当然であり、各州規制当局が最も適切な政策を実施していると考えている点を指摘した。

図表 9 家庭用ガス価格の内々価格差(2006年)



(出所)EIA 資料より作成

2.4 主要州の事例

2.4.1 ニューヨーク州

(1) 州の概要

- ニューヨーク州は、人口1,930万人（全米第3位、2006年現在）、一次エネルギー供給量約1,247Twh（全米第4位、2004年現在）であり、大消費地である。
- 天然ガス消費量合計は、324億m³と全米第4位である。特に、家庭用は全米第3位(108

億 m^3)、業務用は全米第1位(105億 m^3)と消費量が多い。

- 天然ガスの需要家総数は、約461万件(全米第2位)である。家庭用需要家は422万件、業務用需要家数は37万件である。
- 規制機関は、ニューヨーク州公益事業委員会(NYPSC)である。同州にはLDCが大小19社あり、主なLDCはKeySpan Energy Delivery(KeySpan)等である。
- 家庭用のマーケット数は、全米州の中で格段に多く、41社(活動中)である。

(2)天然ガス需給とインフラ

- 天然ガスの生産量は、消費量全体の約4.6%であり、豊富な需要のほとんどを他州やカナダからのパイプライン供給に依存している。
- 稼動している貯蔵施設は23ヶ所ある。

(3)自由化の対象と目的

同州では、小口需要家(家庭用+小口業務用)は、1996年3月に一定の使用量以上であるという条件(単独の需要家の場合は年間ガス使用量の合計が3.5万サーム¹³(約8.2万 m^3)以上、複数の需要家が購入グループを形成する場合は合計5万サーム(約11.7万 m^3)以上)のもと、すべての需要家がガス供給事業者を選択することが認められている。

規制当局によると、競争原理を導入することにより、他州よりも高いガス小売価格を低下させることを主目的として家庭用自由化を実施している。

(4)自由化の進展度合い

家庭部門におけるマーケットへの供給者変更率¹⁴は9.1%と、他州と比べて高い。

(5)自由化の効果

①新規参入

家庭用市場のマーケット数は、全米州の中で格段に多く、41社(活動中)である。全米全体では82社のマーケットが同市場で活動しており、同州は半数のマーケットが活動していることとなる。

②小売価格の低減

規制当局は、小売価格の低下については目的を達成できていないと評価している。

③需要家選択肢の拡大

一方で、規制当局は、マーケットが従来にはない新しいサービス(6ヶ月や1年の固定料金プランの提示やガス機器の無料修理サービス)を提供しており、需要家の選択肢拡大とい

¹³ サーム(Therm:th):天然ガスの熱量単位。1サーム=約2.344 m^3 @45MJ/ m^3 。

¹⁴ 自由化前は1社が独占的にガスを供給していたが、自由化によって需要家は供給者(ガス会社)の選択が可能となった。既存ガス会社との契約を打ち切り、新規参入のガス会社に移り換えた需要家の率を供給者変更率という。 家庭部門の供給者変更率=供給者を変更した家庭数/自由化対象の家庭数

った点で、一定の成果を収めたと評価している。

(6)自由化の影響

規制当局・事業者（KeySpan）は、自由化の影響として、LDCの需要家への追加負担が増えた点を指摘している。具体的には、マーケットへ供給者変更した需要家への最終供給保障に対応するために確保するパイプライン容量の費用や、LDCとマーケット間でのデータ交換を行なうためのシステム構築費用や需要家への啓発活動に係るコスト等があげられた。

(7)今後の見通し

規制当局・事業者（KeySpan）によると、次の点を踏まえ、家庭用の自由化をこれ以上推進しない可能性を含めて、今後の自由化の進め方を検討するとしている。

- ・ 大部分の家庭用需要家は古くから事業を行ってきたLDCのサービスに慣れ親しんでおり、またマーケットとLDCの小売価格に大きな差がないことから、家庭用需要家が供給者をマーケットに切り替える心理面・料金面でのインセンティブがない。
- ・ マーケットが家庭用市場である程度大きな利益を得ようとするれば、需要家1件当りの販売量が小さい家庭用市場では多くの需要家を獲得する必要があるが、そのためには多額の費用が必要であり経済的に成立しにくい。
- ・ 天然ガス価格が上昇局面にあるなかでは、自由化による経済的な効果を見出しづらくなってきた。

2.4.2 カリフォルニア州

(1)州の概要

- カリフォルニア州は、人口3,640万人（全米第1位、2006年現在）と全米最大の州である。一次エネルギー供給量は、約2,451Twh（2004年現在）と大消費地（全米第2位）である。
- 天然ガス消費量合計は、627億 m^3 と全米第2位である。特に、家庭用は全米第1位（135億 m^3 ）、業務用は全米第2位（65億 m^3 ）と多い。
- 天然ガス需要家の総数は、約1,060万件と全米で最も多い。家庭用需要家は1012万件、業務用需要家数は43万件である。
- 規制機関は、カリフォルニア州公益規制委員会（CPUC）である。
- 同州には、LDCが民間4社あり、小規模の公営ガス事業者が数社ある。主なLDCはPG&E、Southern California Gas Company等である。
- 家庭用（小口業務用含む）のマーケットは、1社のみが活動中である。

(2)天然ガス需給とインフラ

- 同州は、メキシコ湾岸地域やロッキー山脈周辺地域およびカナダから天然ガスの供

給を受けており、他州から流入する天然ガスを、自州でほぼ完全に消費する最終消費州である。

- 貯蔵施設は、11ヶ所が稼動中である（2005年12月時点）。

(3)自由化の対象・目的および経緯

同州では、需要家グループをコア需要家（家庭用+小口業務用）とノンコア需要家（産業用+発電用+大口業務用の需要家）の2つに分類し、自由化を実施している¹⁵。コア需要家については、1991年2月にPG&Eが先行する形でプログラムを試験的に導入し、1995年11月にガス消費量25万サーム/年（約58.6万m³/年）以上のコア需要家グループがマーケットからのガス購入が可能になった。さらに、2001年11月には自由化範囲が拡大され、現在は一定の使用量以上の需要家グループ12万サーム/年（約28.1万m³/年）以上が自由化の対象となっている。

規制当局は、家庭用自由化の目的を市場原理の導入によるガス小売料金の低価格化を実現するためとしている。

(4)自由化の進展度合い

家庭用でのマーケットへの供給者変更率は0.3%であり、州全体で自由化を実施している中では、変更率は極めて低い水準にある。

(5)自由化の効果

①新規参入

規制当局と事業者（PG&E）は、「家庭用需要家はピークの冬期以外の消費量が少ないため、コモディティー部分で利益をあげにくいことから、マーケットは家庭用市場の開拓には消極的であり、年間を通じて一定の需要がある産業用需要を主なターゲットとして活動している。また、家庭用市場に参入している1社も、家庭用への参入は儲からないため、機能していない」と認識している。

②小売価格の低減

規制当局は、家庭用自由化の主目的である価格の低減成果は必ずしも現れていないと評価している。

③需要家選択肢の拡大

規制当局によると、「低価格化の成果は必ずしも現れておらず、家庭用市場でのマーケットへの変更率が0.3%と低い水準にとどまっているが、需要家の選択肢拡大を実現したことから家庭用自由化は成功している。また、現在はLDCが独自に競争力のあるガスを調達できているが、仮にマーケットがLDCより安い価格で需要家へ供給できるようになるのであれば、需要家に対してその選択肢を与えておくことが必要である」との認識であった。

¹⁵ CPUC 資料より

(6) 今後の見通し

規制当局・事業者（PG&E）によると、供給者変更はこれ以上進まないと認識している。その主な要因は、①規制当局として、今後さらなる自由化プログラムの強化や自由化推進体制の強化をする考えは持っていない②家庭用需要家にとっては、マーケットへの供給者変更の手続きに係る煩雑さが大きい割に経済的な効果が小さい。また、多くの需要家はひとつの事業者（LDC）からの供給を好み、複数の事業者（マーケットと LDC）からの供給は好まない傾向にある③マーケットにとって、家庭用の需要家を獲得するにはそれなりのコストがかかるが、そのコストに見合うだけの利益が得られない④LDC のガス調達力は高く、マーケットが LDC より安くガスを調達することが非常に難しい、といった点が挙げられている。

2.4.3 ジョージア州

(1) 州の概要

- ジョージア州は人口が約 940 万人（全米第 9 位、2006 年現在）、一次エネルギー供給量 920Twh（全米第 9 位、2004 年現在）である。
- 天然ガス消費量合計は、115 億 m³ と全米第 16 位である。家庭用は 34 億 m³（全米第 12 位）、業務用は 14 億 m³（全米第 19 位）である。
- 天然ガスの需要家総数は、約 190 万件（全米第 9 位）である。家庭用需要家数は 177 万件、業務用需要家は 12 万件である。
- 規制機関はジョージア州公益事業委員会（GPSC）である。同州には私営の LDC が Atlanta Gas Light 社（AGL）と Atmos Energy の 2 社があり、公営の小規模な LDC が 84 社ある。州内最大手の LDC は AGL であり、同州の家庭用需要家の 81.8% が同社の供給区域内にある。
- AGL は、小売事業から撤退した託送専業の LDC であり、同社の供給区域の全需要家がマーケットからガスを購入している。
- AGL は、主に南東部で幅広く活動する大手公益事業持株会社 AGL Resources（AGLR）系列の LDC である。AGL Resources は、①託送事業で安定的に収益をあげる AGL と、②小売で大きな収益をあげる州内最大手のマーケット South Star の双方で、収益の獲得を図っている¹⁶。
- マーケットは 11 社が活動している。

(2) 天然ガス需給とインフラ

- 同州では天然ガスの生産はなく、消費するガスの全量を州際パイプライン・Elba Island LNG 受入基地を通じ、主としてメキシコ湾岸からの供給に依存している。
- 貯蔵施設は、LNG ピークシェービング基地が若干存在するのみである。

(3) 自由化の対象・目的および経緯

¹⁶ AGL Resources（AGLR）・AGL・South Star へのヒアリングによる。

同州では1983年から1995年の間に、連邦レベルの規制緩和の効果で大口需要家向けのガス料金が約39%低下したが、家庭用・小規模業務用の小口需要家向けガス料金は約13%上昇し、大口需要家との間に大きな価格差が生じていた。そのため、大口との小売価格を縮小し、家庭用小売価格を低下させるために、1997年に法律 Natural Gas Competition and Deregulation Act を制定、小口需要家への自由化実施をLDCの自主的な判断に委ねた。これを受けたAGLは小売事業からの撤退を自主的に選択し、1998年11月から同社の供給区域を対象にマーケットの参入が行われた。一方、もうひとつの私営LDCであるUnited Cities Gas Company（現Atmos Energy）は自由化実施を選択していない。

なお、事業者（AGL Resources）へのヒアリングによると、事業者のAGL社自らが小売機能からの撤退を求め、州政府へ積極的に働きかける形で自由化が行われたことを確認している。

2000年は、夏期に発電用天然ガス需要増加で冬期向け貯蔵量が減少するとともに、厳冬の影響によって需給バランスが崩れ、同年に天然ガス価格が高騰した。同州では、需要家保護制度が不十分なまま自由化を進めたため、このガス価格の高騰に伴い、一部の低所得者層はガス料金の支払いが困難となり、ガス供給が停止されるとともに、一部のマーケットが経営破綻に陥ったことで、結果的に数万人におよぶ需要家がガス供給を途絶される事態にいたった。

(4)自由化の進展度合い

同州全体に占めるAGL供給区域内の需要家数が多いため、家庭用の供給者変更率は81.8%と高い。

(5)自由化の効果

①新規参入

同州で活動しているマーケットは11社あり、自由化実施州のなかでは参入数が多い。

②需要家選択肢の拡大

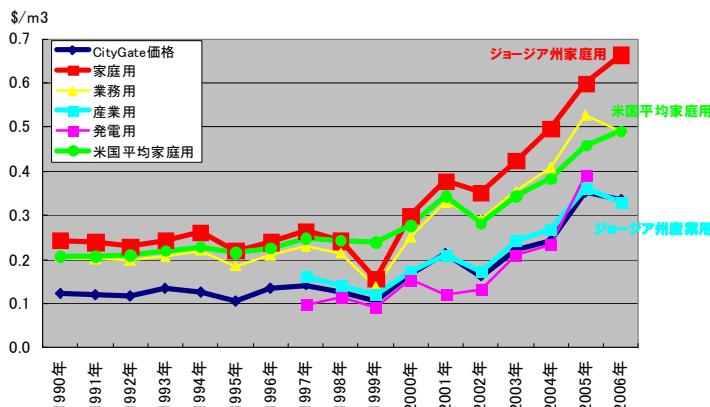
規制当局によれば、同州のマーケットは、従来型の変動料金プランに加えて固定料金プランを提示するとともに、高齢者向け割引料金・前払い料金プラン・低与信者向けの料金プランなどを提供するマーケットも現れ、需要家選択肢の拡大につながっていると評価している。

③小売価格の低減

規制当局は、「米国全体でガス価格が高騰しており、ここ数年同州のガス価格が高騰していることは自由化の影響でない」と認識し、自由化を肯定的に評価している。しかしながら、同州は家庭用自由化との因果関係に検討の余地が残るものの、家庭用ガス価格の上昇幅が全米平均上昇幅に比べて大きい（図表8）。また、自由化当初の目的である「小口需要家向け

のガス価格の低減」については実現されたとはいえ、大口需要家（＝産業用）との価格差は、近年拡大する傾向にある（図表10）。

図表10 ジョージア州 小売ガス価格の推移



(出所)EIA

図表11 苦情件数

種類	件数
料金	836
高い請求	551
供給再開	527
料金プラン	286
説明の仕方	247
料金未納による閉栓	243
ミスによる閉栓	205
器具取り付け	142
検針	95
意見	91
上位10種計	3,223

(出所)GPSC 受領資料より
日本エネルギー経済研究所作成

(6) 自由化の影響

需要家からの苦情件数は、自由化以前は 300 件/年であったが、自由化後は 10 倍以上に増加した。なかでも、その半数以上が料金・請求に関するものである。料金や請求に関する苦情が多い要因について、規制当局は「課金システムが複雑になり、消費者が理解できていない」と認識している。また、料金に対する苦情が多いことから、自由化後の料金水準が高いことに対して需要家が不満を抱えている可能性が伺える。

(7) 今後の見通し

規制当局・事業者 (AGL Resources) は、「一度自由化をすすめると、その後の再規制が政治的にも経済的にも非常に難しい。実際、同州では前知事のもとで再規制を検討したが、膨大なコスト (AGL によるシステム変更・新たなコールセンター構築等に要する費用やマーケットが天然ガス調達・コールセンター構築に費やした投資等) を理由に再規制はしない」と考えている。

(8) AGL Resources 社のビジネス展開

AGL Resources によると、「同社はジョージア州内で子会社を 2 つ持ち、規制部門の託送事業 (AGL 社) と非規制部門の小売事業 (South Star 社) の両方で収益を上げている。AGL 社は、利益率が規制されているものの、安定的な収益が見込める。一方、South Star 社は、業績が変動するリスクはあるが、ROE が 50% を越える高収益企業である」としている。

同州では、マーケターが最終供給保障事業者として、入札で2年ごとに州公益事業委員会から指名されるが、マーケターでトップシェア（35%）のSouth Star社は入札に参加せず、同第2位（25%）のSCANA Energyが最終供給保障事業者となっている¹⁷。これについて、AGL Resources社・South Star社へヒアリングを行った結果、「同社は優良顧客の囲い込みを営業戦略方針としている。一方、最終供給保障事業者はユニバーサルサービスファンドという低所得者保護のための基金が収益源となる（＝優良顧客への供給ではない）。応札の義務はないことから、最終供給保障者の指名入札には応札していない」との説明であった。したがって、最終供給事業は同社の方針と合致しなかったこともあり、入札に参加しなかったものと推測される。

2.4.4 コネチカット州

(1) 州の概要

- コネチカット州は人口が約350万人（全米第29位、2006年現在）、一次エネルギー供給量は271Twh（全米第33位、2004年現在）である。
- 天然ガス消費量の合計約47億m³と全米第36位である。家庭用は12億m³（全米第26位）、業務用は10億m³（全米第25位）と、全米で中位である。
- 天然ガスの需要家総数は約53万件（全米第36位）である。家庭用需要家数は47万件、業務用需要家は5万件である。
- 規制機関はコネチカット州公益事業管理局（DPUC）である。
- 同州にはLDCが3社あり、最大手はYankee Gasである。
- 2006年と2007年に家庭用の自由化について検討されたものの、現在家庭用の自由化は未実施である。

(2) 天然ガス需給とインフラ

- 天然ガス生産はなく、主に南部各州やカナダからの州際パイプライン、あるいはマサチューセッツ州のEverett LNG受入基地からのローリー等により供給される。
- 地下貯蔵設備はなく、LNGピークシェービング基地が存在する。

(3) 自由化の目的と経緯

2006年と2007年に家庭用自由化法案が州議会より提出され、家庭用自由化実施について検討された。規制当局と同州消費者保護機関（COCC）は、「①同州では家庭用のガス供給を取引商品ではなく生活必需品と捉え、安定供給が最優先されるべきものと認識②同州は州際パイプラインの末端部分に位置し、同州のLDCが確保しているパイプライン容量は決して大きくはない。家庭用市場に対して十分な競争を導入するには、マーケターが参入できるようにLDCが確保している州際パイプライン容量を再販売（リリース）する必要があるが、LDC

¹⁷ South Star社へのヒアリングより。

は最終供給保障に必要なパイプライン容量を確保しておく必要があるため、仮に十分な競争導入に必要なパイプライン容量をリリースしたとすると最終供給保障に必要なだけの容量が確保出来ない③寒冷な冬季に家庭用需要家に対して安定的にガスを供給する必要があることを考えると、LDCがマーケットにリリースできる容量は少量に限られてしまい、家庭用市場への十分な競争導入ができない」点から、家庭用の自由化に反対し、その実施を見送っている。

2.5 家庭用自由化のまとめ

ここでは、前述の主要な州の事例と、アメリカガス協会（AGA）へのヒアリングを踏まえ、まとめることとする。

(1) 自由化の目的と評価

家庭用の自由化に至る経緯は州によってさまざまであるが、その目的は二つに整理できる。それは、競争原理を導入することにより、

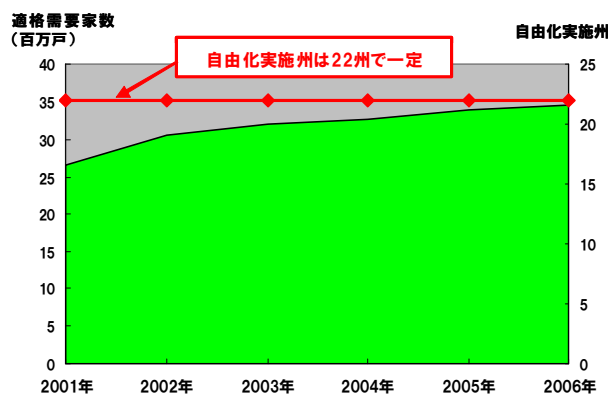
- ① ガス小売価格が下がること、あるいは下がることへの可能性を増やすこと
- ② 家庭用需要家の選択肢の拡大とマーケットによる需要家への多様なサービスの提供を図ること

である¹⁸。

(2) 自由化の進展度合い

家庭用まで自由化するかどうかは、各州の規制当局の判断による。現在米国では、51の州・連邦特別区のうち、22の州・連邦特別区で、州内全地域あるいは一部地域で限定的に家庭用の自由化が実施されている（図表12）。

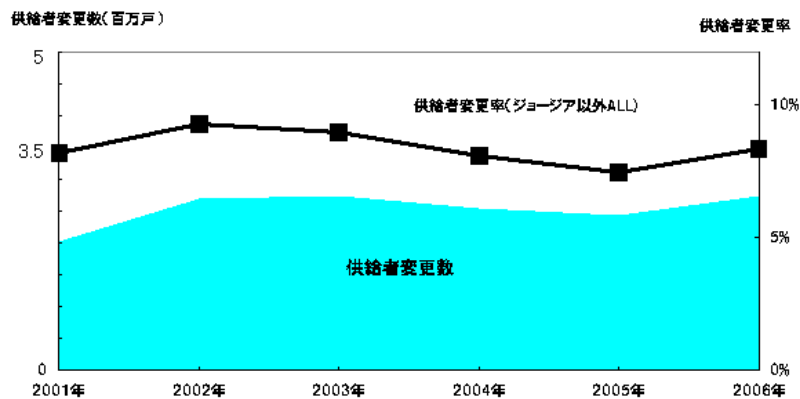
図表 12 家庭用自由化実施州と適格需要家数の推移



(出所)EIA

¹⁸ アメリカガス協会ヒアリングより。

図表 13 自由化実施州における供給者変更数と変更率(ジョージア州を除く¹⁹)



(出所)EIA

家庭用自由化を実施している州におけるマーケットへの供給者変更率は、2001～2006年では、8%前後とほぼ横ばいである(図表13)。そして、同期間内に新たに州全体での自由化へ移行した州はない(図表12)。

また、アメリカガス協会は、「供給者選択プログラムに参加している家庭用需要家は、2001～2006年でわずか8%であることから、ほとんどの家庭用需要家は供給者選択プログラムにあまり関心を示さなかった」と評価している。

したがって、LDCのAGL社が小売事業から撤退したジョージア州などの例外的な地域を除くと、米国全体では家庭用の自由化は限定的な進展にとどまっているといえる。その要因をまとめると、次のとおりである。

- 多くの家庭用需要家はLDCのサービスに慣れ親しんでおり、マーケットの小売価格とLDCの小売価格に大きな差異がないことから、マーケットからの供給に切り替えるインセンティブがない。
- マーケットにとって、需要家1件当たりの販売量が小さい家庭用需要家はピークの冬期以外の消費量が少ないこともあり、コモデディー部分で利益をあげにくい。また、家庭用市場である程度の大きな利益を得ようとすれば、多くの需要家を獲得する必要があるが、そのためには多額の費用が必要であり、経済的に成立しにくい。
- 規制当局、LDC、マーケットが家庭用の自由化をさらに進めることについて関心がない州が多い。

(3)自由化の効果

家庭用自由化を実施した米国各州では、「小売価格の低減については目的を達成出来てい

¹⁹ ジョージア州は、州全体の80%を占めるAGLの供給区域をアンバンドリングして自由化をすすめたため、同期間において100%と変化がないことから、除外している。

ない」と評価している。特に、小売価格の低減については「天然ガス価格の大幅な上昇局面では、需要家にとってわずかな経済的なメリットもみえづらい」とも指摘される。

実際、2000～2006年の米国家庭用小売の平均価格は、調達価格の上昇で家庭用自由化実施州および未実施州のいずれにおいても同じ程度上昇しており、自由化による価格の低減効果は特に見受けられない（図表8）。特に、ジョージア州は家庭用自由化との因果関係に検討の余地が残るものの、家庭用ガス価格の上昇幅が全米平均に比べて大きい。

一方、需要家への固定料金プラン・ガス機器修理の無料サービス・高齢者割引の料金プランなど、家庭用需要家の選択肢拡大やメーカーによる需要家への多様なサービスの提供には一定の成果を上げていると、評価されている。

(4)自由化の影響と懸念

家庭用自由化の影響をまとめると、次のとおりである。

- LDCの需要家に対する追加的な費用負担が発生
ニューヨーク州では、LDCの需要家への追加負担として、メーカーへ供給者変更した需要家への最終供給保障に対応するために確保するパイプライン容量の費用、LDCとメーカー間でのデータ交換を行なうためのシステム構築費用や需要家への啓発活動に係るコスト等があげられる。
- メーカーの破綻による供給途絶と需要家の苦情件数の増加
ジョージア州では、需要家保護制度が不十分なまま自由化を進めたために、天然ガス価格が高騰した際に、一部の低所得者層においてガス料金の支払いが困難となり、ガス供給が停止されるとともに、一部のメーカーが経営破綻に陥ったことで、結果的に数万人におよぶ需要家がガス供給を途絶されるにいたった。また、需要家からの苦情件数が自由化前後で比べて10倍に増えている。
- 自由化推進後の再規制の難しさ
ジョージア州規制当局によると、一度自由化をすすめると、その後の再規制が政治的にも経済的にも非常に難しいとのことである。実際、同州では前知事のもとで再規制を検討したが、膨大なコストを理由に再規制はしないという結論に達している。

また、家庭用自由化の影響への懸念として、次の点も指摘されている。

- 安定供給への懸念
コネチカット州では、パイプラインの余剰容量不足・冬期における安定供給への懸念もあり、需要家利益の確保として安定供給が最重要であるとの認識から、家庭用の自由化実施を見送っている。

(5) 今後の見通し

家庭用の自由化は、もともと需要家およびマーケターの双方にとって経済的なメリットが小さい。また、近年の天然ガス価格が上昇する局面においてはこのわずかなメリットさえもみえづらくなっていることから、家庭用の自由化をこれ以上推進しない可能性を含めて、今後の自由化の進め方について検討している。

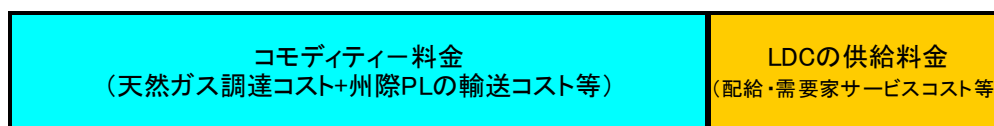
3. 個別制度

3.1 天然ガス調達コストの調整制度

(1) 家庭用ガス料金の構成

家庭用のガス料金は、一般的にコモディティー料金部分とLDCの供給料金部分の2つに分かれる。アメリカガス協会によると、コモディティー料金はガス料金全体の約7割を占め、LDCの供給料金は約3割を占める²⁰。なお、コモディティー料金は、主に天然ガス調達コストと州際パイプラインの輸送コスト（容量確保に係るコスト、貯蔵コスト等）から成る。

図表 14 家庭用ガス料金の構成イメージ



(出所)日本エネルギー経済研究所作成

(2) 購入ガスコスト調整制度 (Purchased Gas Adjustment)

購入ガスコスト調整制度 (Purchased Gas Adjustment) は、ハワイ州を除く全ての州で適用されている制度である²¹。LDCは、同制度を通じて、天然ガスの調達コストを実費ベースで需要家に請求(需要家への転嫁、pass through)できるが、その部分に利益を上乗せすることは出来ない。

実費精算は、毎月・四半期・毎年など一定の周期で過不足を調整する。例としては、ニューヨーク州の KeySpan やカリフォルニア州の PG&E では、月間ベースで調整している。なお、ガス調達コストには、天然ガスコスト・州際パイプラインの利用料・地下貯蔵施設の利用料などが含まれるが、それらの内訳は州やLDCにより異なる。

²⁰ アメリカガス協会より。なお、コモディティー料金とLDCの供給料金の割合は、米国ではコモディティー料金の変動するため、年ごとにその割合が変わる点には留意が必要である。

²¹ アメリカガス協会より。

3.2 調達インセンティブメカニズム

(1) 概要

天然ガスを調達する上で、インセンティブ（Gas Procurement Incentive Mechanisms）を導入している州・LDCがあり、全米で14州、27のLDCで採用されている。

(2) PG&E社の原料調達インセンティブ制度

原料調達のインセンティブとして、PG&E社を例として取り上げる。

カリフォルニア州では、主要なLDCに対して安価な原料調達を促すために、原料調達にインセンティブを与える制度を導入している。PG&Eでは、コア需要家向けのガス調達にCPIM（Core Procurement Incentive Mechanism）という独自の制度が、カリフォルニア州規制当局（CPUC）との一年半にわたる交渉の結果、1997年より認められた。

このインセンティブ制度は、「実調達コスト」と「ベンチマークとなる調達ガスコスト」を比較し、LDCが「ベンチマークとなる調達ガスコスト」を下回る価格でガスを調達した場合には、その差額の25%をLDCに還元し、75%を需要家に還元する。逆に、実調達コストがベンチマークとなる調達コストを上回った場合は、50%をLDCに、50%を需要家に転嫁する仕組みである。ただし、調整バンドがあり、「ベンチマークとなる調達ガスコスト」に対して「実調達ガスコスト」が上方2%～下方1%の範囲にある場合にはインセンティブの対象外となり、全額が需要家に還元される。なお、PG&Eへヒアリングしたところ、PG&Eは原料調達インセンティブ制度について一定の評価をしている。

3.3 LNG受入基地の操業形態見直し

2002年当時、LNG受入基地は州際パイプラインの一部と位置付けられていたため、FERCが管轄するとともに、原則第三者へのオープンアクセスが義務付けられていた²²。しかしながら、今後伸びるであろう天然ガスの需要を念頭に置き、FERCは2002年10月に、米国にLNG基地を建設する可能性のあるExxon Mobil・Shell・BPの3社を集め、LNG受入基地についてどのような規制が必要になるかを検討した。その結果、メジャー3社はともに「LNG受入基地に対するオープンアクセスの義務付けは、十分な経済性を担保できないことから、新規LNG基地建設の妨げになっている」と主張した。

そこで2002年12月FERCは、ルイジアナ州Hackberry基地（現Cameron LNG基地）計画の仮承認の際、政策の変更を実施した。具体的には、LNG受入基地をガス生産設備とみなし、新規LNG受入基地をオープンアクセスの対象から外して、当事者間の相対交渉によって任意に決定できる（クローズド操業可）ようにした。これがHackberry Decision²³である。

この決定は、2005年のエネルギー政策法の中でも2014年まで有効であることが明文化され、2002年以降に建設される新規のLNG受入基地は、原則クローズド操業となっている。

²² Everett基地はクローズド操業である。

²³ EIAホームページより。

4. まとめ

4.1 背景の違い

米国と日本では、天然ガス需給構造やガス産業の事業構造に大きな違いがあることを、まず十分に認識する必要がある。

- エネルギー自給率は61%と非常に高い。一方、日本のエネルギー自給率はわずか4%である。
- 米国は国内に豊富な天然ガス資源（天然ガス生産量は5,232億m³と世界第2位）を有している。
- 一次エネルギーに占める天然ガスの割合が25%と高い（日本は同16%）。
- 家庭用の需要家一件当りの天然ガス消費量は、日本の約4.3倍と大きい。
- パイプライン網および地下貯蔵施設のインフラが非常に発達している。
- 28ヶ所のハブが存在し、天然ガス取引市場が活発化している。
- 米国ではガスパイプラインが隣国のカナダ・メキシコのパイプラインと接続されているのに対し、日本は他国とパイプラインが接続されていない。

4.2 インプリケーション

米国の事例を踏まえ、主な論点は次のように整理できる。

(1) 家庭用の自由化は限定的な進展

一般的なイメージとして、米国では全土で等しく自由化が進んでいるとの印象を持たれていると思われるが、家庭用の自由化は限定的な進展にとどまっている。

- 51の州・連邦特別区のうち、半数以上の27州は家庭用自由化を実施していない。
- 近年新たに自由化へ移行する州はない。
- 新規参入者（マーケット）への供給者変更率は、2001～2006年の間、8%でほぼ横ばいである。
- 需要家・新規参入者（マーケット）双方にとって、経済的なメリットが小さい。

(2) 自由化の目的と効果の再確認

家庭用自由化を実施した米国各州では、「小売価格の低減については目的を達成出来ていないが、需要家への選択肢の拡大や多様なサービスの提供において一定の成果がある」と評価される。特に、小売価格の低減については「天然ガス価格の大幅な上昇局面では、需要家にとってわずかな経済的なメリットもみえづらい」とも指摘される。

従って、わが国における自由化範囲拡大の議論に際しては、その目的と効果について今一度原点に立ち返り、再確認する必要がある。

(3)天然ガスの安定供給確保へ

米国のエネルギー自給率は 61%と、わが国に比べて圧倒的に高く、また天然ガス資源も豊富である。そのような米国においてさえ、2001 年 5 月の「National Energy Policy」、2002 年の「Hackberry Decision」や 2005 年のエネルギー政策法にみられるように、近年天然ガスの安定供給の確保に重点を置きつつある点は、わが国にとってひとつの示唆となる。

わが国の事業者を取巻く経営環境も、自由化を開始した 1990 年代当時とは様変わりしている。原油価格は 1 バレル 10~20 ドル台と低位で推移していたが、2008 年 11 月現在、原油価格は乱高下するものの 1 バレル 40~70 ドル台で推移している。また、2008 年 11 月には IEA が 2030 年までの中長期な見通し (World Energy Outlook 2008) を発表しているが、それによると、原油価格は中長期的に上昇し、2030 年には 1 バレル 122 ドルと予測している。

今後、エネルギー価格の上昇や資源獲得競争の激化が予想されている環境下では、天然ガスの安定供給を損なうことがないように留意するべきであろう。

昨今、経済情勢が激変し、原油価格や為替相場が乱高下している。また世界的にはエネルギー資源獲得競争が激化している。したがって自由化を検討する際には、まずは短期的な視点はもとより中長期的な視点にたち、国際エネルギー情勢・経済情勢・金融情勢が「今どうなっているのか」現状を正しく認識し、「今後どうなろうとしているのか」将来を予測しながら、戦略的に柔軟に対応することが求められよう。

そのうえで、わが国においてガス自由化範囲拡大を検討する際には、中長期的な天然ガスの安定供給確保を踏まえつつ、自由化の目的を再確認し、保安水準の確保を含む需要家利益の最大化を図る上で自由化がどのような効果、影響をもたらすのか、十分に検討することが求められる。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp